

発委第2号

伊賀市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の制定について

伊賀市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例を次のとおり制定しようとする。

平成26年3月25日提出

提出者 伊賀市議会総務常任委員会

委員長 稲森 稔尚

副委員長 市川 岳人

委員 田中 覚

委員 生中 正嗣

委員 中谷 一彦

委員 岩田 佐俊

委員 安本 美栄子

委員 森岡 昭二

記

伊賀市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、市の出資法人への関わり方を定めることにより、市が出資法人を通じて実現しようとする行政目的の効果的かつ効率的な達成を図るとともに、伊賀市自治基本条例(平成16年伊賀市条例第293号)第9条に基づく公正で透明性の高い市政の更なる推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「出資法人」とは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人をいう。

2 この条例において「経営評価」とは、出資法人の設立目的を踏まえ、事業が効果的か

つ効率的に実施されているかどうかについて、当該出資法人自らが事業全体を分析し、総合的に評価を行うことをいう。

(出資法人との協働)

第3条 市は、出資法人の設立目的を踏まえ、出資法人との協働により、市民福祉の向上に努めなければならない。

(経営評価等の実施)

第4条 市長は、別に定める出資法人に対し、事業年度終了後に当該年度の経営評価の報告を求めるものとする。

2 市長は、別に定めるところにより、前項の規定による報告の内容について評価を行うものとする。

(議会への報告)

第5条 市長は、毎年度、前条の規定による報告及び評価の内容について議会に報告するとともに、公表するものとする。

(議会の措置等)

第6条 議会は、前条の報告のあった出資法人以外の出資法人について、必要があると認めるときは、市長に対し、前条に準ずる報告を求めるものとする。

2 議会は、前条及び前項の報告について、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

3 市長は、その権限の範囲内において、前項の意見を尊重するものとする。

(自律的運営等への配慮)

第7条 市長は、前3条の規定の適用に当たっては、市が出資している法人の自律的運営及び市以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 第4条から第6条までの規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する出資法人の当該事業年度に係る経営評価から適用する。